

自治体の公共政策－政策評価－

1. 政策評価および行政評価とは

(1) 定義

政策評価とは、行政組織が「自らその政策の効果を把握・分析し、評価を行うことにより、次の企画立案や実施に役立てるもの」です（総務省 HP）。

cf. 政策評価は、「政策の企画立案や見直し・改善に反映させることが目的であり、定型的な執行業務は対象にしていない」とされます。「執行業務については、根拠となる法規に従って適切になされているかどうか、能率的になされているかどうかという観点からの『行政監察』の対象」となるのです。

「政策評価機能と行政監察機能を併せて、行政活動全般を対象とするものを『行政評価』とよぶ」こともあります（国交省 HP）。

(2) 目的

①国

「政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進し、その結果の政策への適切な反映を図ることと政策の評価に関する情報を公表することにより、効果的かつ効率的な行政の推進及び政府の有するその諸活動についての国民への説明責任の徹底を目指して」います（総務省 HP）。

②自治体

・中野区の行政評価の目的

目標と成果による区政運営の考え方にに基づき、区の仕事の成果や効率性などを区民の視点で評価し、事業の見直しへつなげる行政評価を継続して行って」います（中野区 HP）。

⇒ 5つの目的

1. 仕事の目的を明確にする

区の仕事の目的・目標を、数値により客観的に明らかにする。

2. 仕事の成果を管理する

仕事の必要性・有効性・効率性などを管理する。

3. 区の仕事を十分に説明する

客観的に評価して結果を公表し、行政運営の透明性を高める。

4. 経営（マネジメント）サイクルの確立

評価を基に目標や事業の見直しを行い成果を高める。

5. 職員の意識改革

成果目標を明確にして職員の意識向上を図る。

2. 沿革

評価は、アメリカで誕生し、発展。第1次大戦前から、教育や公衆衛生などにおいて実施されていました。1960年代、飛躍的に発展を遂げるが、ジョンソン大統領時代、「貧困との闘い」のスローガンが掲げられ、巨額の連邦政府の施策が実施されました。その施策の有効性を把握することを目的として、評価手法が発展し、評価研究が増加していったのです。

(1) 国レベル

- ・ 1997年12月 行政改革会議最終報告（制度導入の提言）
- ・ 2001年1月 政策評価制度導入
- ・ 2001年6月 行政機関が行う政策の評価に関する法律（評価法）成立
- ・ 2001年12月 政策評価に関する基本方針（閣議決定）
- ・ 2002年4月 評価法施行

(2) 自治体レベル

- ・ 1996年 三重県事務事業評価 ← アメリカ、クリントン政権：NPM
- ・ 2000年代 「行政評価の時代」（上山信一）

○行政評価の導入状況

（単位：団体数）

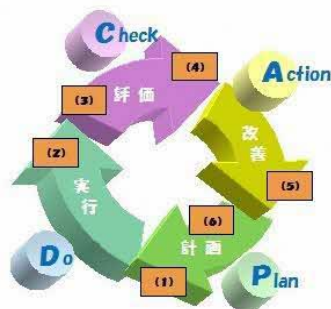
	都道府県	指定都市	市区町村					合計
				中核市	特例市	市区	町村	
導入済	47	19	994	41	40	588	325	1,060
導入予定あり	0	0	551	1	0	81	469	551
導入予定なし	0	1	177	0	0	41	136	178
合計	47	20	1,722	42	40	710	930	1,789
導入割合 (平成22年度導入割合)	100% (97.9%)	95.0% (94.7%)	57.7% (52.7%)	97.6% (95.0%)	100% (100%)	82.8% (78.1%)	34.9% (29.8%)	59.3% (54.4%)

（平成 25 年 10 月 1 日現在：http://www.soumu.go.jp/iken/83106_2.html（11. Jan. 2018））

3. 政策評価の実際

(1) 行政評価を中心とした区政の運営サイクル（2000年試行、2001年本格導入）

- ①年度の初めに区が目標を設定する。
- ②目標に向けて効率的に事業を行う。
- ③年度を終えて達成の状況を区が評価する。（内部評価）
- ④外部評価委員が区への質問やヒアリング等を経て評価する。（外部評価）
- ⑤区は評価に対する考えや見直しの方向性を示す。
- ⑥評価の結果を目標の実現に向け、事業の見直し・改善や予算編成等に生かす。



※内部評価結果は決算の資料として区議会に提出

※平成 25 年度から、内部評価実施対象のうち 3 分の 1 程度を外部評価の対象。平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年で外部評価を一巡。（中野区HP参照）